

保健事業実施計画(データヘルス計画)の平成28年度取組み状況について

項目	事業計画	事業目的及び概要	28年度実績	プロセス評価※	目標番号		平成28年度の成果と今後の取組み
					短期目標	中・長期目標	
1 健康診査	(1) 健康診査事業	被保険者の生活習慣病を早期に発見し、重症化の予防を図ることを目的に、広域連合が県内全市町に、委託して実施する。 市町は、健康診査対象者となる被保険者に対し受診券を配布し、医療機関等との連携の下、個別・集団健診による健康診査を実施する。 実施市町:8市9町	対象者数 135,480人 受診者数 52,640人 受診率 38.85%	A	⑥	①	受診率の目標を約3.3ポイント上回っており、前年度に比較し約0.3ポイント上昇している。 (一社)香川県医師会の協力を得て実施。
	(2) 歯科健康診査事業	被保険者の口腔機能低下の予防を図り、誤嚥性肺炎等の高齢者に多い疾病予防と歯周疾患の早期発見につなげるため、歯科医院での歯科健康診査を実施し、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、歯みがき・義歯の手入れ等の指導を実施する。 実施市町:8市7町	対象者数 10,286人 受診者数 1,916人 受診率 18.63% (※訪問歯科健診の受診者1名を含む)	A	⑪	⑧	前年度より受診率が2.53%減少した。平成27年度8市6町、平成28年度から8市7町になり対象者が増加したが、受診者数は増加しなかった。 (公社)香川県歯科医師会の協力を得て実施。
2 保健指導	【新規】 (1) 糖尿病重症化予防事業	糖尿病の重症化予防を目的に、香川県保データ分析システム(KKDA)を活用し、健康診査で検査結果(HbA1c)が高かった被保険者のうち、治療中断が疑われる者に対し再受診勧奨通知を行う。再受診の結果、医師が保健指導を必要と判断した者に対し、個別の保健指導を実施する。結果は、該当する医療機関や市町へ提供する。 実施市町:8市8町	対象者数 28人 医療機関から結果報告数 15人 要指導対象者数 6人 再受診者数 20人	A	④ ⑤	③	再受診勧奨した結果、再受診率は71.4% 平成28年度より広域連合の直営事業として実施。 (一社)香川県医師会、各都市医師会の協力を得て実施。
3 健康教育・健康相談等	(1) 長寿・健康増進事業	被保険者の心身の健康保持・増進と、疾病の早期発見を目的に、市町が地域特性や効果を考慮して実施する以下の事業について、予算の範囲内で助成を行う。 ・健康教育、健康相談等 ・社会参加活動等の運営費の助成 ・人間ドック等の費用助成 実施市町:5市5町	健康教育、健康相談等 1,304人 社会参加活動等 437人 人間ドック等 1,873人	A	⑬	⑫	健康教育・健康相談等を2市町、社会参加活動等を1市、人間ドック等を9市町。全10市町が事業を実施している(重複あり)。人間ドック受診者は前年度に比べて305人増加(前年対比1.19増) 平成29年度も10市町が実施予定。
	(2) 医療機関の適正受診等に関するパンフレット作成事業	被保険者の医療機関等の適正受診やジェネリック医薬品ならびに高齢者にふさわしい生活習慣への理解を深めてもらうことを目的に、啓発パンフレットやグッズを作成し、市町を通じて、被保険者に配布する。平成28年度から残薬対策のパンフレットを作成し、香川県薬剤師会の啓発事業を通じて被保険者に配布する。	パンフレット及び啓発グッズ 各26,500部作成 パンフレット(残薬対策) 30,000部作成	A	⑨ ⑩	⑦	各市町の希望数から26,500セットを作成。各市町を通じてパンフレットとグッズを被保険者へ配布し啓発を行う。平成28年度より、残薬対策のパンフレットを作成。平成29年度も同様に実施予定。
	(3) 重複・頻回受診者訪問指導事業	被保険者に適正な受診行動を促すことを目的に、広域連合が専門業者へ委託し、レセプト情報等により選定した重複・頻回受診者に対し、療養上の生活指導及び受診に関する助言等を行う。(訪問指導1人1回)	抽出条件該当者数 646人 訪問指導実施人数 181人 改善割合 61.3% 効果額 9,409,695円	A	⑭	②	重複・頻回対象者選定抽出者のうち連絡が取れ訪問の受け入れを得られた対象者に対し、専門職が訪問指導を実施。平成28年度の効果額は、前年より2.3倍に増加。平成28年度は、重複・頻回にいずれも該当する対象者から優先的に訪問指導を実施した。
	(4) 後発医薬品の使用促進事業	医療費の患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資する、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進を目的に次の事業を実施する。 ・広域連合が後発医薬品の希望を医師や薬剤師に伝えやすくするための「ジェネリック医薬品希望カードケース」を作成し、年齢到達者への被保険者証郵送時や後発医薬品差額通知発送時に、被保険者へ送付する。 ・後発医薬品への切り替えを促進するため、後発医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減見込額等を被保険者に通知する。	後発医薬品希望カードケース作成数 30,000枚 後発医薬品差額通知発送通数 2,432通(年2回) 後発医薬品使用率 65.4%(H29.1月時点)	A	⑮	②	後発医薬品希望カードは平成28年度から被保険者証が入れられるカードケースタイプに変更。 先発医薬品から後発医薬品に変更した場合の差額通知は、平成27年度は100円以上の方に、平成28年度からは300円以上の方に変更している。
	(5) 医療費通知送付事業	被保険者の健康や医療費に対する認識と関心を高めるとともに、受診内容に誤りがないかを確認していただくために、被保険者に対し医療機関でかかった医療費の総額や受診日数、医療機関の名称等を記載した「医療費のお知らせ」を通知する(年2回)。	9月発送 177,780通 3月発送 179,408通 合計 357,188通	A	—	②	平成27年度は発送回数は年4回、平成28年度から年2回に変更。平成29年度も年2回(9月、3月)発送予定。

平成28年度長寿・健康増進事業モデル事業の取組み状況について

項目	事業名	事業目的及び概要	28年度実績	プロセス評価※	短期目標	中・長期目標	平成28年度の成果と今後の取組み
1 健康診査	(3) 在宅要介護者等訪問歯科健診モデル事業	歯科健診を受診することができない在宅の要介護状態の者に対し、治療等が必要な高齢者を発見し、治療等につなげるなど、誤嚥性肺炎等の疾病を予防するための訪問歯科健診を実施する。 歯科健康診査の対象者のうち、訪問歯科健診の希望があった市町の対象者に事業の案内を送付する。申し出のあった希望者について、各市町で要介護度・介護保険のサービス利用状況の確認等を行い、訪問歯科健診を実施する。 実施市町:3市2町	受診者数 1名 (※歯科健診の総数・受診率を含む)	A	⑪	⑧	平成27年度から平成29年度までの国のモデル事業として実施。平成27年度は2人、平成28年度は1人が受診。平成28年度から事業の案内文を歯科健診の受診券に同封し周知。平成29年度も同様に実施予定。

※プロセス評価 「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業ガイドライン(公社社団法人国民健康保険中央会、平成28年1月改訂)」に示された「保健事業の手順に沿った評価基準」を活用して評価を実施【評価指標の判定基準】
A=最も望ましい状態。設定項目のほとんどが達成できている。
B=概ね望ましい状態。設定項目がおおむね達成できている。
C=課題が残っている状態。設定項目のほとんどが達成できていない。